

**The
future
is fair**



FSI MARK GUIDELINES

国際フェアトレード原料調達(FSI)ラベル使用規定

2026 Spring

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン



フェアトレード サステナビリティのための信頼できるパートナーとして

目次

はじめに	03
フェアトレードの商標	04

パート1：FSIラベルの概要

バージョン	05
基本のルール	07
表示禁止例	08

パート2：製品パッケージ

FSIラベルと説明文の配置、ブランド階層	09
パッケージの前面、側面、背面の表示	10
2つの原料タブ、オフパックでの使用	11
コーヒブレンド、非食品タグ	12
ミックスフラワーブーケ	13
FSI説明文の概要	14
FSI説明文	15
任意の説明文	17

パート3：販売促進マテリアル

販売店でのB2C消費者向け表示	19
複数のFSIラベル製品と国際フェアトレード認証製品	22
オフパックの法人コミュニケーション	23
オフパックのB2B販促文	24
オフパックの中間発表とB2C表現	25

パート4：必須情報

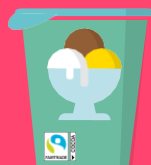
用語集	26
免責事項、ライセンスの責任、移行期間	27
商標の保護、不正使用、著作権、お問い合わせ先	28

フェアトレードは、持続可能性に向けた道において信頼できるパートナーとしての役割を強化するため、2つの制度を導入しています。それは、「国際フェアトレード認証ラベル」の背景にある原料への理解を深める取り組みと、独自のラベルを持つ「国際フェアトレード原料調達（FSI）制度」です。これらの制度により、企業やブランドは、持続可能な製品を求める顧客のニーズに応える、倫理的で透明性の高い選択肢をより効果的に提供できるようになります。また、これらの制度は、生産者や労働者がフェアトレードの条件でより多くの製品を販売することを可能にし、それによって彼らの生活や労働環境を改善し、生産性を向上させて収入を増やすとともに、環境への悪影響を軽減することにつながります。

FSI制度は、フェアトレード基準が設定されているあらゆる商品に適用されます。

FSI制度は、あらゆる規模の企業がフェアトレードに関与し、生産者や労働者への取り組みを強化し、売上を伸ばし、サプライチェーンにおけるリスクを低減するための新たな選択肢です。企業やブランドは、複合製品に使用する単一のフェアトレード原料を調達することができるようになります。

FSIの下では、複合製品に含まれるフェアトレード原料の100%が、フェアトレードの条件に基づいて調達されなければなりません。複合製品に含まれるその他の原料については、フェアトレードとして調達する必要はありません（ただし、複数の原料が調達される場合もあります。11ページを参照）。企業が製品群、ライン、またはカテゴリーごとに調達を行う場合、選定された関連原料の100%をフェアトレード条件に基づいて調達しなければなりません。例えば、「シリアル製品に含まれる全てのカカオ」などがあります。ただし綿は例外で、フェアトレード・トレーダー基準では、綿製品は製品組成100%ルールが適用除外となっています。



フェアトレードの独立した認証は、FSI制度の核心的な要素であり続けています。その基準に基づいて調達された原料は、フェアトレードの社会的、環境的、経済的基準のすべてに準拠して認証されていますが、製品ごとの対象原料を減らすことで、監査手続きが簡素化されています。加工流通過程の管理(CoC)の方式はフェアトレード基準によって定められており、マスバランスが認められるのはカカオ、砂糖、フルーツジュース、および紅茶のみです。フェアトレード調達コットンは例外であり、脱綿工程を経た後にFSI制度で取引される綿花についてもマスバランスが認められています。この商品には独自のガイドラインが設けられています。その他のすべてのフェアトレード製品については、物理的なトレーサビリティが必須となります。

特定の単一原料をフェアトレード条件で調達することを選択した企業やブランドは、FSIラベルを使用します。従来通り、複合製品のすべての原料をフェアトレード条件で調達することを選択した企業やブランド（つまり、フェアトレード認証が可能であるものはすべてフェアトレード認証を受けている）は、世界で最も信頼されている倫理的ラベルである「国際フェアトレード認証ラベル」を製品に貼付します。FSIラベルと国際フェアトレード認証ラベル、店頭や、企業やブランド独自の製品ラインナップを紹介する際に、併せて表示することができます。

これらのフェアトレードの取り組みは、生産者とのパートナーシップを強化し、農家や労働者が取引や労働関係においてより主体的な立場を築けるように支援し、公正で持続可能なビジネスを構築することで、将来にわたって持続可能なサプライチェーンの構築に貢献しています。

これらは、企業が持続可能な製品の売上拡大を通じて、持続可能性に関する取り組みを推進しつつ、消費者のニーズに応えることを可能にします。

そして何より重要なのは、フェアトレードのラベルが付いた製品を購入することが賢明な選択であるという消費者の信頼を高め、フェアトレード生産者により公正な取引の機会をもたらすことです。

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国際フェアトレード原料調達(FSI)ラベルの使用方法に関する指針を提供するものである。本ガイドラインは、フェアトレードの整合性と価値を保護するために作成され、国際フェアトレード認証ラベル使用規定を補完する詳細な参考資料として設計されている。

パッケージや販促の例を示すセクションが含まれているが、すべての事例を網羅することはできない。明確な説明やさらなるアドバイスが必要な場合は、最終ページの連絡先へ問い合わせること。

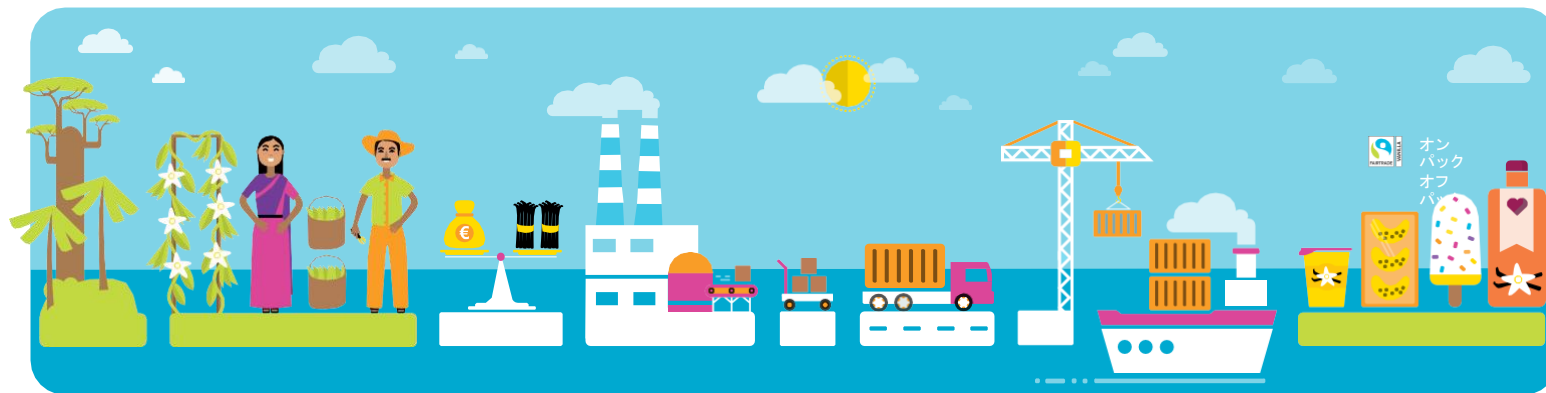
本ガイドラインに記載の内容および管轄のフェアトレード組織(NFO)またはフェアトレード・インターナショナル(FI)の指示に従うこと。

この文書では、以下の用語が使用されている：

必須/しなければならない – 義務
推奨/してもよい – 最良の実践
可能/できる – 任意



FSIの仕組み - 基本的な例



FSIの導入とFSIラベル

FSIラベルを使用するためには、複合製品または製品群やカテゴリーにおいて、選択されたフェアトレード原料の100%がフェアトレード条件で調達されていなければならない。

このコミットメントは、企業やブランドと管轄のフェアトレード機関(NFO)またはフェアトレード・インターナショナル(FI)との間のFSIライセンス契約に定められている。

フェアトレード・トレーダー基準では、コットン製品は100%製品構成ルールから除外されている。

FSI制度は、フェアトレードにより持続可能な社会への取り組みを企業が導入するための2つの革新的な方法を提供する：

- 複合製品のラベリング（オンパック）
FSIライセンス契約が締結され、NFOまたはFIが製品を承認した場合、製品にFSIラベルを表示することができる。

- 製品パッケージ外のラベリング（オフパック）
法人やB2B、B2Cの広報手段として、販促資料にFSIラベルを使用することができる。販促広報は、FSIラベル付き製品が市場に出回ってから開始できる。また、B2Bのオフパックコミュニケーションは、調達が検証されてから開始される。

この新しい方法でフェアトレードを導入することは、企業のサステナビリティの主張が第三者によって検証され、認証されたものであることを消費者に保証することになる。

それと同時に、FSI制度は、あらゆる規模の企業がフェアトレードに関与し、生産者へのコミットメントを深め、売上げを伸ばし、サプライチェーンのリスクを軽減するための代替的な方法である。

国際フェアトレード認証ラベル 概要

国際フェアトレード認証ラベルは、生産者と労働者がより公正な貿易条件を得ることができ、その原料が使用された小売製品が購入されることで、利益を得ることができるというメッセージを強化するための、独立し、信頼され、広く認知された認証を示している。

国際フェアトレード認証ラベルは、消費者が商品を購入することで、開発途上国の人々や地域社会の生活が改善されるという高い信頼を消費者に与えるものである。

これらのラベルは、国際フェアトレード基準（保証）への遵守を示す新しいフェアトレードのブランド設計の一部であり、商品棚に共に陳列されることで、消費者が社会的、経済的、環境的にサステナブルな製品を購入する際に、より広く透明性の高い選択肢を提供することができる。

これらのラベルをパッケージや販促物に使用する場合は、印刷物やデジタルの出版前に、各国のフェアトレード機関(NFO)またはフェアトレード・インターナショナル(FI)による承認が必要である。小売用パッケージへ使用するには、対応するライセンス契約を各国のライセンス機関と締結する必要がある。

すべてのFSIラベルバージョンに関する重要な注意事項

FSIラベルが商標登録されていない地域の市場では、**パッケージやその他の素材に適用される前に、ロゴのデザインから®を削除しなければならない**。商標及び認証ラベル登録に関する情報は、各国のライセンス機関に問い合わせること。



国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE Mark)

広く知られている国際フェアトレード認証ラベルは、®をラベル内に組み込む形で更新された（国際フェアトレード認証ラベルが商標登録されている市場で使用される）。左下は、コーヒーのように、その原料が100%フェアトレードであり、物理的に追跡可能であることを示している。右下は、紅茶など、100%フェアトレードである原料が、マスマランス方式に基づいて取引されたことを意味する。

チョコバーのように複数の原料を使用する製品では、フェアトレードで入手できる原料はすべてフェアトレードの条件下で調達される。この場合、右下の矢印ラベルは、消費者にフェアトレード原料の詳細についてパッケージの裏面の説明を参照するよう促している。



国際フェアトレード原料調達ラベル（FSIラベル）

FSIラベルは、左下の国際フェアトレード認証ラベルのデザインに合わせることで、消費者がより認識しやすくなると同時に、革新的なフェアトレード制度の表現として差別化するために考案された。このデザインは、フェアトレード原料調達プログラムのラベルからの流れを汲むものでもあり、3つのプログラムから始まった国際フェアトレード原料調達制度の発展を反映したものでもある。原料タブが分離されたことで、すべてのフェアトレード原料が対象となり、柔軟性のあるFSI制度が提供されている。

FSIラベル製品が販売される場所では、店頭で国際フェアトレード認証ラベル(FAIRTRADE)と併用することができる。

なお、2025年をもって、3つのフェアトレード原料調達プログラムは完全に廃止された。

パート1：FSIラベルの概要

インターナショナル版

企業がFSIライセンス契約を結び、製品が各国のフェアトレード機関(NFO)またはフェアトレード・インターナショナル(FI)によって承認された場合に、製品にFSIラベルを表示することができる。企業がオフパック(パッケージ外)のみに掲載することを選択した場合には、B2B用途でFSIラベルを使用する前にボリュームコミットメントの検証を受けなければならない。

タブの矢印は、消費者に対して、パックの裏面または側面に記載されている詳細情報を参照するよう促すもので、この場合は、マスマランス条件下で取引されている原料について言及している。

インターナショナル版

FSIラベルにはカラー版と黒&グレー版がある。FSIラベルはカラー版の使用が強く推奨される。黒&グレーのFSIラベルは、印刷や技術上の制限がある場合の特例として使用すること。

FSIラベルのデータファイルは、フェアトレード機関が提供するデータのみ使用される。指定外の色を使用したり編集することはできない。FSIラベルのベクターファイルは、FSIライセンス契約締結時にNFOまたはFIから提供される。

タブの原料名は、地域市場のみで販売される製品であれば、その国の言語に翻訳することができる。ラベルの翻訳および国境を越えた越境販売の際には、管轄のNFOまたはFIに問い合わせること。

カラー版

(マスマランス方式で取引される原料には矢印を付ける)



FSI_Cocoa_Arrow_CMYK.eps



FSI_Sugar_Arrow_CMYK.eps



FSI_Tea_Arrow_CMYK.eps



FSI_Mangojuice_Arrow_CMYK.eps



FSI_Coffee_CMYK.eps



FSI_Cashew_nuts_CMYK.eps



FSI_Quinoa_CMYK.eps



FSI_Vanilla_CMYK.eps



FSI_Pepper_CMYK.eps



FSI_Roses_CMYK.eps



FSI_Rice_CMYK.eps



FSI_Dried_apricots_CMYK.eps

パート1: FSIラベルの概要

Max Havelaar 版

Max Havelaar 版

FSIラベルにMAX HAVELAARのメンバーであることを示すストラップラインが入っており、カラー版とモノクロ版がある。

これらのバージョンのラベルは、主にフランスとスイスに拠点を置く企業が販売する製品にのみ使用できる。その他の市場については、前ページの国際版を使用すること。

前ページのFSIラベルのインターナショナル版に記載されているすべてのガイドラインが適用される。

全バージョンに関する重要な注意点

国際フェアトレード原料調達ラベル(FAIRTRADE Sourced Ingredient Mark)が商標登録されていない市場では、パッケージやその他の素材にFSIラベルを使用する前に、デザインから®マークを削除する必要がある。商標・認証ラベルの登録に関する情報は、ライセンス機関に問い合わせること。連絡先は最終ページに記載されている。

カラー版

(マスバランス方式で取引された原料には矢印を付ける)



FSI_MH_Cocoa_Arrow_CMYK.eps



FSI_MH_Sugar_Arrow_CMYK.eps



FSI_MH_Tea_Arrow_CMYK.eps



FSI_MH_Mangojuice_Arrow_CMYK.eps



FSI_MH_Coffee_CMYK.eps



FSI_MH_Cashew_nuts_CMYK.eps



FSI_MH_Quinoa_CMYK.eps



FSI_MH_Vanilla_CMYK.eps



FSI_MH_Pepper_CMYK.eps



FSI_MH_Dried_apricots_CMYK.eps



FSI_MH_Rice_CMYK.eps



FSI_MH_Roses_CMYK.eps

パート 1:FSIラベルの概要

基本のルール

排除区域の確保

FSIラベルをテキストやグラフィックの近くに配置するときは、FSIラベルの視覚的な独立性を保持するため、FSIラベルの周囲に原料タブを除いたFSIラベルの幅Xの1/2Xに相当する明確なスペースを確保しなければならない。

スペースが限られている場合、例えば、小さなパッケージ、タグ、シールに表示する場合には、排除区域を最小1/4X幅に縮小することができる。

FSIラベルが他の認証ロゴの隣に使用される場合、オフパック(パッケージ外)用途においても、この排除区域が確保されなければならない。

最小サイズ

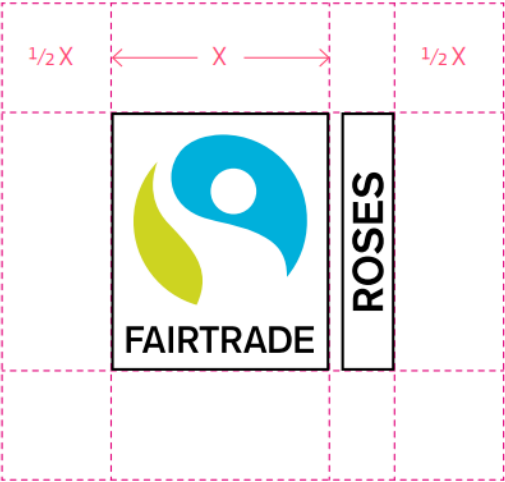
FSIラベルは、包装または販促品のサイズに見合った大きさで使用されなければならない。サイズガイドは、FSIラベルの推奨サイズの選択をガイドするために作成されている。推奨される最小サイズは横幅(X)9mmである。

2つの原料タブ

FSI制度に基づいて入手されたフェアトレード原料が最終製品に2つ含まれる場合、FSIラベルは製品またはオフパック販促物に2つの原料タブを付けて使用することができる。タブの最大数は2つまでである。販促物には、2つの個別のFSIラベルを使用することもできる。

最終製品にフェアトレード原料が2つ以上含まれている場合、規定の国際フェアトレード認証ラベルを使用することができるかについては、各国のフェアトレード機関に相談すること。

排除区域



FSIラベルのすべてのバージョンに適用される

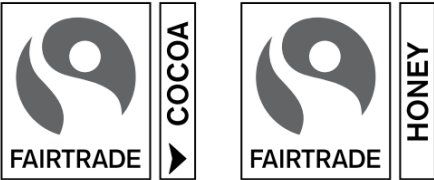
白のみ
例外：クリスタルボトルなど、白1色が使用される場合、白の要素のみで印刷できる。



原料タブは最大2つまで。
含有量の多い原料を左に配置することを推奨



黒&グレー版
特例：黒色要素は黒色のまま、カラー要素は75%の黒色で印刷される。



※タブの矢印は、消費者に対して、パックの裏面または側面に記載されている詳細情報を参照するよう促すもので、この場合は、マスマランス条件下で取引されている原料について言及している。

サイズ	最大サイズ (幅)	最小サイズ (幅)
A1 (594 x 841 mm)	66 mm	60 mm
A2 (420 x 594 mm)	46 mm	42 mm
A3 (297 x 420 mm)	33 mm	31mm
A4 (210 x 297 mm)	21mm	19mm
A5 (148 x 210 mm)	17mm	15mm
A6 (105 x 148ミリ)	15 mm	13mm
A7 (74 x 105 mm)	13mm	11mm
A8 (52 x 74ミリ)	11mm	9 mm
スティックシュガーなど	9 mm	7 mm

パート1：FSIラベルの概要

認証ラベルの表示禁止例

FSIラベルの外観を保持することが重要である。このラベルはいかなる場合にも、変更、再製作、歪曲してはならない。この禁止事項には、FSIラベルのパーツの追加、削除、変更も含まれる。FSIラベルは、原料タブなしで決して製品に使用してはならない。

海外で販売する場合、タブの原料表示は翻訳しないこと。

翻訳の例外

販売される市場が限定される場合、原料タブの文字が地域言語で表示されたファイルを、その地域のライセンス機関が提供することができる。

FSIラベルのデータファイルは、フェアトレード機関が提供したバージョンのみを使用すること。



FSIラベルの原料タブは、変更したり書き換えたりしてはならない。

原料タブのないFSIラベルは決して製品に使用してはならない。条件付きOPPパック使用については16ページを参照。

マスバランスを示す矢印はFSIラベルから外してはならない。ただしサプライチェーン全体において自主的な物理的トレーサビリティ (VPT) を有しており、FLOCERTに認証されている場合を除く。

FSIラベルの色はいかなる場合にも変更してはならない。



FSIラベルの枠線は、フェアトレード機関のマークに似せて削除してはならない。

FSIラベルを引き伸ばしたり歪ませたりしてはならない。

FSIラベルにフレームをつけたり他のデザインに組み込んではいけません。

FSIラベルを斜めに傾けたり回転させてはならない。

唯一の例外は、素材全体が同じ角度で傾いている場合である。

パート2：製品パッケージ

FSIラベルと説明文の配置（基本のルール）



FSIラベルの基本位置
FSIラベルは可能な限り左下隅に配置することが推奨される。

FSI説明文とFSIラベルの矢印
FSIラベルの矢印はFSI説明文の横に付けることが義務付けられている。
※スペースがあれば、矢印の代わりにFSIラベル、タブを表示してもよい。



反転された配置
下がブランド名、上がFSIラベルの配置も可。



FSIラベルの代替位置
FSIラベルは他の位置に配置してもよい。



フェアトレード説明文と原料タブ
スペースに余裕がある場合は、FSI説明文の横に、原料タブ（矢印あり／なし）の配置を推奨する。

ブランド階層ルール

FSIラベルを配置する際には、ブランド階層ルールに従わなければならない：FSIラベルはブランドロゴより目立たせず、ブランドロゴから離れた位置に配置し、可能な限り左下に配置する（基本位置）。この位置を逆にし、ブランドを下側にした場合、FSIラベルは上側に配置することができる。

製品パッケージにFSIラベルを配置する場合、裏面または側面にFSI説明文を必ず記載すること。

- 1 バックの表面には、ブランド名と製品名をはっきりと表示しなければならない。
- 2 FSIラベルは通常パッケージの下方に配置する。
- 3 FSI説明文は通常パッケージの裏面または側面に記載されるが、表面に記載することもできる。説明文の横にFSIラベルの矢印を付けることが義務付けられている。
- 4 スペースに余裕がある場合は、FSI説明文の横に原料タブ（矢印の有無に関わらない）の表示を推奨する。

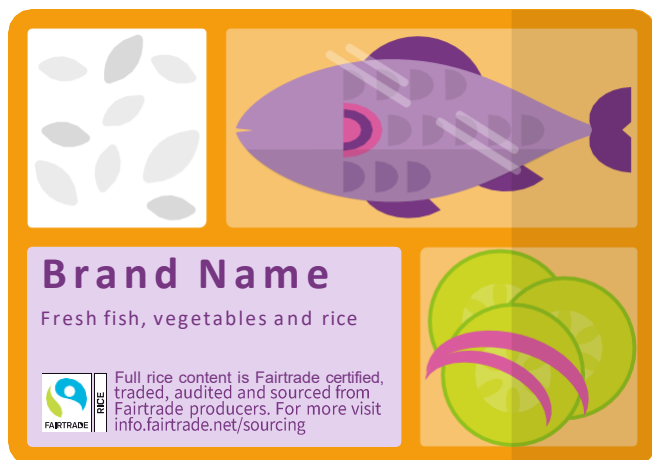
※商品名について

FSI制度では、フェアトレード基準に従い、カカオ、砂糖、茶、フルーツジュースのマスバランスが適用される。これら4つの原料は物理的トレーサビリティが確保できないため、製品名および説明文に「フェアトレード」「Fairtrade」の表現はいかなる場合にも認められない。

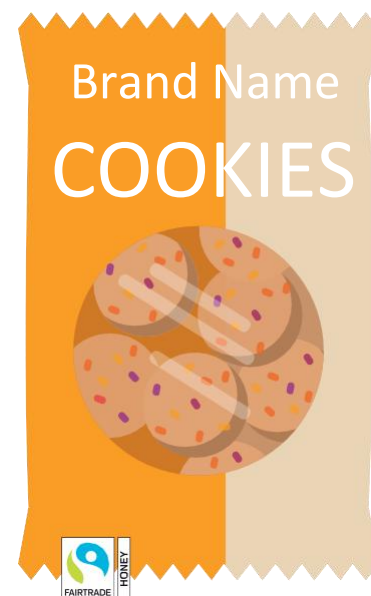
カカオの例：

- ✗ フェアトレード調達カカオ製品
- ✗ フェアトレードカカオ製品
- ✗ フェアトレード認証カカオ使用

パート2: 製品パッケージ FSIラベルと説明文の配置



パック表面
フェアトレードライス
入りパック総菜



パック表面
フェアトレードハチミ
ツ入りクッキー



パック側面
レイアウトが要因の
場合など



パック背面
含有率が少ない場合に推
奨される（例：バニラや胡
椒）

パッケージの表面、側面、裏面、またはオフ パックの表示

FSIで認証を受けた製品におけるFSIラベルの配置位置は柔軟である。FSIラベルは、包装の表面、裏面、側面、あるいは包装上に全くなしに（オフパック）使用することができる。この柔軟性において、各オプションに適用されるガイダンスに従うことが求められる。以下のページでは、様々な形状の包装におけるFSIラベルの柔軟な配置を示す。

認証ラベルをパッケージ内に使用する場合、包装の裏面、側面、または表面にFSI説明文を使用することが義務付けられている。

パック表面

FSIラベルが表面に出ている場合。上段の例。

パック裏面または側面

FSIラベルがパックの背面または側面に配置される場合は、FSI説明文に隣接して配置すること。

FSIラベルと付属するFSI説明文は、それらが配置される場所において明確かつ読みやすくなければならず、商業上または法律上の情報と混在してはならない。FSIラベルがパックの側面または裏面にあり、店頭広告が使用される場合、FSIラベルと共に誘導文を記載しなければならない。例：製品裏面/側面のフェアトレード（Fairtrade）原料調達ラベルをご覧ください

注記：

フェアトレード原料の含有量が極めて低い複合製品への配置については、各国のフェアトレード機関またはフェアトレード・インターナショナルに相談すること。

パート2: 製品パッケージ FSIラベルと説明文の配置



2つの原料に2つのタブ
マンゴージュースと紅茶のアイステイー



2つの原料に2つのFSIラベル
表面に1つのFSIラベルと原料タブ(例: 紅茶)、裏面に1つのFSIラベルと原料タブ(例: 砂糖)

2つの原料タブ

製品に2つのフェアトレード原料が含まれる場合、2つの原料タブを使用することができる。どちらの原料を主とすべきかは、管轄するNFOが指示する。

FSI条件に基づいて調達された原料が2種類以上含まれている製品であっても、パッケージに記載できるのは2種類のタブのみである。FSI説明文には、タブに含まれていない原料も含め、フェアトレードで調達された原料をすべて記載しなければならない。

個々の製品に2つ以上の原料を使用する場合は、NFOに相談すること。

プロモーション・コミュニケーションでは、対応する個々のFSIラベルを使用することができる(19ページ参照)。

オフパックでの使用

企業はパッケージに FSI ラベルを表示しないことを柔軟に選択できる。FSIラベルを表示しない場合、製品がフェアトレードとして調達されたものであることを示す文章もパッケージに表示することはできない。

英国での販売

09-12ページに適用：英国での販売において、ライセンスがブランド・オーナーでない場合、FFLコードをパックの前面、側面、または背面に表示し、判読可能でなければならない。これは FLO IDではないため注意すること。

パート2: 製品パッケージ FSIラベルと説明文の配置



パック前面
FSIラベルが基本位置の反対側にある場合



FSI説明文と原料タブ
スペースに余裕がある場合は、FSI説明文の横にある原料タブ（矢印の有無は問わない）の掲載を推奨



FSIラベルと説明文の両方をパック裏面に表示
FSIラベルはパック裏面に表示でき、FS説明文も隣接して表示できる。



化粧品のFSIラベル
FSIラベルはパックの前面もしくは背面や側面に配置することもできる。その他の例は9・10ページ参照

コーヒーは2021年8月にFSI制度に追加された。これにより、フェアトレードコーヒーを原料に含む複合製品にも他と同様のFSI条件により、FSIラベルが使用できるようになった。

非食品のFSIラベル

化粧品

FSI制度は、フェアトレード原料をわずかな割合のみ含む化粧品などの複合製品に使用するのに適している。パッケージにFSIラベルを配置する際の柔軟性もFSIの利点である。

コットン

フェアトレード調達コットンについては専用のガイドラインがあるので、詳しくはあなたの国のライセンス機関に問い合わせること。連絡先の詳細は最終ページにある。

ゴールドはFSIに該当しない

フェアトレード・ゴールドはFSI制度には含まれていないが、フェアトレードはゴールド調達プログラムのオプションを提供している。詳細については、各ライセンス機関に問い合わせること。

パート2: 製品パッケージ FSIラベルと説明文の配置



ミックスブーケ
FSIラベル・原料タブ：ローズ
(バラ)をシールラベルに貼付
したもの

ブランド名 フラワーブーケ



全てのバラはフェアトレード(Fairtrade)認証
生産者から調達され、取引および監査が行わ
れた国際フェアトレード認証品です。
詳細はこちら: fairtrade.net/jp-jp

ステッカーラベル
ローズ (バラ) のFSIラベルと
説明文

タグ、ラベル、ステッカーなどでの配置

パッケージ上と同じ原則が適用される。FSIラベルは前面、側面、背面のいずれにも使用できる。

9ページのヒエラルキーの原則も適用される。

ミックスブーケ -

認証・非認証の花を組み合わせたブーケ

FSIタブに記載される同じ種類の花は、すべてフェアトレード認証を受けた花でなければならない。例えば、ミックスブーケに含まれるすべてのバラは、フェアトレード認証を受けた農場から調達されたものである。

ミックスブーケのラベル

フェアトレード認証のバラやその他のフェアトレード認証の花を含むブーケについては、FSIラベルおよび説明文を、セロファン包装紙、吊り下げタグ、粘着ラベルなどに印刷することができる。

フェアトレード調達フラワーのFSI説明文は、15ページを参照すること。

製品表示必須項目

- ブランド名
- FSIラベル (オフパックの場合を除く)
- フェアトレード調達フラワーのFSI説明文
包装の種類により、前面または側面、背面のFSIラベルの横に記載することができる。
※商品名やタイトルを記載することを推奨

オフパック(パッケージ外)での使用 (タグ、ラベルなどへの使用は該当しない)
前ページの「オフパック使用」を参照。

必須情報 FSI説明文

FSI説明文 - 概要

複合製品における物理的トレーサビリティおよびマスマランス方式の原料のパッケージに関して：

国際フェアトレード認証およびその認証ラベルは欧州を拠点としており、その運用にあたっては欧州法に準拠するものである。

フェアトレード調達原料（FSI）制度における製品組成は、国際フェアトレード認証トレーダー基準の2.2.5項において規定されている。

欧州連合の規制により、**フェアトレード原料および／またはフェアトレード原料割合は、製品の原材料表示（一括表示欄内）とは別箇所に記載されなければならない**。太字フォントや記号などの文字装飾または記号による識別要素は主要な製品原材料表示内でフェアトレード原料および原材料の含有率を示すために使用してはならない。

製品に含まれるフェアトレード原料および／または原料の配合割合に関する情報は、ライセンスおよび／またはブランドが運営するウェブページ上で提供することが推奨される。このページのコンテンツは、承認を得るためにライセンス機関に事前に提出しなければならない。

パッケージ上のFSI説明文（オンパック・クレーム）は、物理的トレーサビリティを有する原料を使用した製品と、マスマランス方式で取引された原料を使用した製品とで異なる。パッケージ上のFSI説明文は、少なくとも1つの言語で記載されなければならない。

本規定は法的助言ではなく、フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関するガイドラインにすぎない。

本改正はライセンスが、製品がフェアトレード・インターナショナルの基準および規制要件に準拠していることをパッケージ上に引き続き表示できるようにすることを目的としている。

製品が販売される地域において適用されるすべての法令に、製品パッケージが適合していることを確立する責任は**ライセンス**にある。ライセンスは各国の法令遵守に最終的な責任を負う。
フェアトレード機関の職員は、フェアトレード認証とは関連のない、**ライセンスによるサステナビリティ主張（ブランド、企業、法人、製品所有者、認証トレーダーなど）の審査には関与しない**。

フェアトレードに関する任意の説明文の一式は改定されており、その内容は16ページに記載されている。

2025-2026年改定版FSI説明文

フェアトレードは、欧州連合の「グリーン移行のための消費者エンパワメント指令」の要件に準拠させるため、パッケージ記載の表示内容を改定した。同指令は2026年3月までにEU加盟各国の国内法に組み込まれる必要があり、2026年9月27日に適用開始される。

この指令の目的は、根拠のない、あるいは誤解を招くようなサステナビリティに関する表示の使用を禁止することにある。また、この指令では、サステナビリティラベルは、独立した第三者機関による検証を受けた認証制度に基づくか、あるいは公的機関によって策定されたものでなければならないと規定している。この指令のもう一つの要件は、企業が掲げる各サステナビリティ表示の文言が、明確かつ真実であり、誤解を招くものでなく、消費者が容易に理解できるものでなければならないという点である。サステナビリティ表示は、その表示が記載されている包装内の製品を指すものでなければならない。

適用範囲

FSIのパッケージ表示に関する今回の世界的な更新は、EU域内で事業を展開しているか否かに関わらず、フェアトレード機関とライセンス契約を締結しているすべてのフェアトレード商業パートナーに適用される。

必須表示事項

FSIラベルを表示するすべての包装材の背面、側面、または前面には、フェアトレード認証を受けた原料を明記し、関連するフェアトレードのウェブサイトに記載したFSI説明文を記載することが義務付けられる。FSI説明文は、少なくとも1つの言語で記載するとともに、パッケージにフェアトレードのウェブサイト情報を記載することが義務付けられる。

フェアトレードのウェブサイトURL

フェアトレードのウェブサイトは、FSI説明文の一部として、消費者がフェアトレードの調達について詳しく知ることができるように設けられている。国境を越える越境販売については、インターナショナルのウェブサイト（info.fairtrade.net/sourcing）を利用しなければならない。

各国フェアトレード機関（NFO）またはフェアトレード・マーケティング機関（FMO）が存在する国でのみ販売される製品については、その国のウェブサイトの利用が許可される。日本国内でのみ販売される製品には、FLJのウェブサイト（fairtrade.net/jp-jp）を使用すること。

トレーサビリティの種類

物理的トレーサビリティかマスマランス方式か、加工流通過程の管理(CoC)に基づいて、異なる説明文を使用すること。後者については、利用可能なスペースに応じて長さを選択することができる。

原産地表示

製品上または製品に関連して、マスマランス方式によるカカオ、砂糖、茶、またはフルーツジュースの特定の生産者に対するメリットを宣伝することは認められない。また、そのマスマランス原料がパッケージ内に物理的に含まれていることを明示的または暗示的に示すことも禁じられる。

カカオや砂糖の原産地表示をフェアトレード認証に基づいて行うことは認められない。これらの原料はマスマランス方式で取引されているため、製品パッケージの中に認証を受けたカカオや砂糖が含まれていない可能性があるためである。

任意記載事項

スペースに余裕がある場合は、任意でパッケージの裏面にもFSIラベルを表示することができる。

必須情報 FSI説明文

必須情報

これらの説明文は、オンパックおよびオフパック(パッケージ外)でも使用可能である。

FSIラベルの使用、およびそれに関連するいかなる主張も、ラベルが表示された複合製品、あるいは製品ライン全体または製品カテゴリ全体において、記載された原料の100%がフェアトレード認証原料として調達されている場合に限り、パッケージへの表示が許可される。他のフェアトレード制度と同様、表示対象原料におけるフェアトレード認証原料と非認証原料の管理混合および割合混合は認められない。

パッケージ上のFSI説明文は、当該製品が上記の基準を満たしていることを消費者や関係者に示すものである。また、FSIラベルの意味を消費者に説明する役割を持つ。表示内容は、加工流通過程の管理(CoC)の方式(物理的トレーサビリティまたはマスバランス)に応じて2種類あり、それぞれ利用可能なスペースに応じて2つの長さから選択できる。各説明文の文言は、EUのパッケージ表示に関する透明性要件に準拠している。

FSI説明文は、パッケージに少なくとも1つの言語で記載されなければならない。国境を越えて国際的に販売される製品については、多くの国で英語の使用が認められているが、販売先の国の規制が適用されるため、それらを把握し遵守するのはライセンシーの責任である。製品に含まれるすべてのフェアトレード原料は、FSIラベルに利用可能な2つのタブに表示されていない場合でも、説明文に含めなければならない。

FSI説明文の翻訳は別途用意されている。本規定では日本語版を記載する。

その他の情報

FSIラベルを掲載しない製品には、絶対にFSI説明文を使用しないこと。

特定の原産地におけるフェアトレード生産者への利益について、カカオ、砂糖、茶、フルーツジュースの生産者(マスバランス原料)に関して言及することは認められておらず、そのマスバランス原料がパッケージ内に物理的に含まれていることを、明示的または暗示的に示唆してはならない。

注記

- * { } 内のテキストは任意
- * [] 内のテキストは、名前や情報に置き換えること
- * () 内のテキストは必須である。
例：(マスバランス方式)

パッケージ上のスペースが限られている場合に限り、短文版および省略版が使用できる。

物理的トレーサビリティ版

全ての[物理的トレースがとれている認証原料名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのライスはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

フェアトレード調達フラワー

全ての[フラワー名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

マスバランス版-短文版

全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原料名]はマスバランス方式により、非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオはマスバランス方式により、非認証カカオと置換または混合されることがあります。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例B：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオはマスバランス方式により、非認証カカオと置換または混合されることがあります。詳細は：
fairtrade.net/jp-jp

マスバランス-長文版

全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原料名]はマスバランス方式により{加工の過程で}非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルの付いた[製品名]を作るのに必要な量と同等量分の[マスバランス原料名]が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオはマスバランス方式により、加工の過程で非認証カカオと置換または混合されることがあります。

これはフェアトレードのラベルの付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオが、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

マスバランス-略式版

スペースが非常に限られている場合、および複数言語の翻訳が使用される場合などにのみ許可される。

全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原料名]は非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります(マスバランス方式)。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例A：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオは非認証カカオと置換または混合されることがあります(マスバランス方式)。詳細は{こちら}：
fairtrade.net/jp-jp

例B：全てのフェアトレード(Fairtrade) カカオは非認証カカオと置換または混合されることがあります(マスバランス方式)。詳細は：
fairtrade.net/jp-jp

例外的な使用

シュガースティックのような**非常に小さな**パッケージ(最大面積28cm²)に限り例外的に使用できる。

全てのフェアトレード(Fairtrade) [マスバランス原料名]の調達にはマスバランス方式が適用されています。fairtrade.net/jp-jp

例：全てのフェアトレード(Fairtrade) 砂糖の調達にはマスバランス方式が適用されています。fairtrade.net/jp-jp

混合トレーサビリティ

2つのタブ／2つの原料が使用されかつそれらのトレーサビリティの種類が異なる場合にのみ使用

略式版： [物理的トレーサがとれている認証原料名]は国際フェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です。全てのフェアトレード{(Fairtrade)}[マスバランス原料名]はマスバランス方式により加工の過程で非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルが付いた[製品名]を作るのに必要な量と同等量分の[マスバランス原料名]が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A： バニラは国際フェアトレード(Fairtrade)認証品です。全てのフェアトレード(Fairtrade)カカオは、マスバランス方式により非認証カカオと置換または混合されることがあります。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp。

例B： バニラは国際フェアトレード(Fairtrade)認証品です。全てのフェアトレードカカオは、マスバランス方式により非認証カカオと置換または混合されることがあります。詳細は： fairtrade.net/jp-jp

詳細版： [物理的トレーサがとれている認証原料名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です。全てのフェアトレード{(Fairtrade)}[マスバランス原料名]はマスバランス方式により加工の過程で非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルが付いた[製品名]を作るのに必要な量と同等量分の[マスバランス原料名]が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例A： バニラとシナモンはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です。全てのフェアトレード(Fairtrade)カカオはマスバランス方式により加工の過程で非認証カカオと置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルが付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオが、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例B： バニラとシナモンはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達された国際フェアトレード認証品です。全てのフェアトレードカカオはマスバランス方式により加工の過程で非認証カカオと置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルが付いたチョコレートを作るのに必要な量と同等量分のカカオが、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は： fairtrade.net/jp-jp

液体を含む製品

水または液体の乳製品を含む複合製品（コーヒー飲料や炭酸飲料など）

物理的トレーサビリティ

[物理的トレーサがとれている認証原料名]はフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例： コーヒーはフェアトレード(Fairtrade)認証生産者から調達され、取引および監査が行われた国際フェアトレード認証品です。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

マスバランス-短文版

{全てのフェアトレード(Fairtrade)}[マスバランス原料名]はマスバランス方式により、非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例： 全てのフェアトレード(Fairtrade)砂糖はマスバランス方式により、非認証砂糖と置換または混合されることがあります。詳細は： fairtrade.net/jp-jp

マスバランス-長文版

{全てのフェアトレード(Fairtrade)}[マスバランス原料名]は、マスバランス方式により{加工の過程で}非認証[マスバランス原料名]と置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルが付いた[製品名]を作るのに必要な量と同等量分の[マスバランス原料名]が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

例： 全てのフェアトレード(Fairtrade)砂糖は、マスバランス方式により加工の過程で非認証砂糖と置換または混合されることがあります。これはフェアトレードのラベルが付いた炭酸飲料を作るのに必要な量と同等量分の砂糖が、フェアトレード認証の条件で調達されていることを示します。詳細は{こちら}： fairtrade.net/jp-jp

必須情報 任意説明文

任意説明文

以下の任意説明文は、オンパックおよびオフパック(パッケージ外)で使用できる。これらは記載のとおり**そのまま**使用する必要がある。

フェアトレードのURLは必須説明文に含まれているため、任意説明文に重複して記載する必要はない。ただし、パッケージ以外の媒体で使用され、参照先URLがない場合は必要である。

オプションとして、パッケージAとパッケージBの2つのプランが用意されている。後者は、EmpCoの文脈において環境面に関する主張に高いリスクがあるため、慎重に利用する必要がある。したがって

(EmpCo適用国で販売される場合は) 第一の選択肢としては避けるべきである。パッケージBの表示対象はリスクが高いとみなされるため、リスクを考慮の上で使用する。

各パッケージには、以下の4つの異なるトピックが含まれる：

サステナビリティ一般

基準の遵守と認証

企業またはブランドの取り組み

フェアトレード生産者

必須表示と同様に、これらは法的助言ではなく、**フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関する指針に過ぎない**。これらの任意の説明文は、ライセンサーが製品の国際フェアトレード基準への適合とは無関係でありながらも、規制要件を遵守したパッケージ表示を引き続き行えるようにすることを目的としている。

任意の表示- パッケージA

オンパックおよびオフパックで使用

サステナビリティ一般

長文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、国際フェアトレード基準を通じて、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

短文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

基準の遵守と認証

長文版：この「原料」は、適正な価格と労働条件の改善などを定めた国際フェアトレード基準 (Fairtrade Standards) を満たした認証[農園/農場]で生産されています。

短文版：フェアトレード (Fairtrade) は、適正な価格と労働条件の改善を通じて、農家と労働者を支えています。

企業またはブランドの取り組み

長文版：[企業名]の国際フェアトレード認証 [製品名] を選ぶことで、[企業名]のフェアトレード (Fairtrade) の取り組みを支持することができます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade) を選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

フェアトレード生産者

長文版：フェアトレード (Fairtrade) の条件で取引される「原料」が増えることで、生産者の組織強化、公正な取引、労働条件の改善につながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade) は生産者と連携し、より公正な取引と労働条件を促進します。

* [] 内のテキストは、名称または情報に置き換えること。

・英語の (Fairtrade) の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。

必須情報 任意説明文

任意表示 - パッケージB

EmpCoの文脈では、環境面に関する主張はリスクが高いため、パッケージBの使用には十分注意すること。

パッケージ上およびパッケージ以外で使用

サステナビリティ一般

長文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、国際フェアトレード基準を通じて、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

短文版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、持続可能で責任ある貿易の推進に取り組んでいることを示しています。

追加版：国際フェアトレード認証ラベル (FAIRTRADE Mark)は、農家・労働者・企業・消費者が共に、認証品の生産地における社会・経済・環境の状況改善に取り組んでいることを示しています。

基準の遵守と認証

長文版：この「原料」は、適正な価格と労働条件の改善などを定めた国際フェアトレード基準 (Fairtrade Standards)を満たした認証「農園/農場」で生産されています。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)は、適正な価格と労働条件の改善を通じて、農家と労働者を支えています。

追加版：フェアトレード (Fairtrade)は、経済・社会的開発、環境の持続可能性に関わる基準を設定しています。

企業またはブランドの取り組み

長文版：「企業名」の国際フェアトレード認証「製品名」を選ぶことで、「企業名」のフェアトレード (Fairtrade)の取り組みを支持することができます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)を選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を推進することにつながります。

フェアトレード生産者

長文版：フェアトレード (Fairtrade)の条件で取引される「原料」が増えることで、生産者の組織強化、公正な取引、労働条件の改善につながります。

短文版：フェアトレード (Fairtrade)は生産者と連携し、より公正な取引と労働条件を促進します。

* []内のテキストは、名称または情報に置き換えること。

・英語の (Fairtrade)の文字は、認証であることを示すため、文章中に必ず一か所以上に入れること。

パート 3：販売促進マテリアル

販売店でのB2C消費者向け表示

自社ブランドの製品が市場で販売されると、その製品のプロモーションを行うことができる。

店舗掲示物(POS)には、印刷物やデジタル素材が含まれる。例えば販促POP、棚用ディスプレイ、SRP、ポスター、メニュー、卓上POP、ラック、棚や陳列台、棚用バナー、値札、カウンター用ディスプレイ、吊り下げ看板、ロールアップバナー、店頭看板、店内誌などを含むが、これらに限定されない。また、オンラインショップやウェブサイト、およびそれらのコンテンツ（動画など）といったデジタル販売拠点でも使用できる。

説明文、行動喚起文、呼びかけ

店頭販促物には、FSI説明文、行動喚起文、または関連テキストのいずれかが含まれていなければならない。

例：

「FSIラベルのついた商品を探そう」
「フェアトレード調達ハチミツ入りのシリアル」
「クリスマスクッキーシリーズにはフェアトレードで調達したココアを使用しています」

フェアトレードのURL

デジタル販促物や店頭掲示物では、フェアトレードのURL「info.fairtrade.net/sourcing」または各国のURL（日本の場合は「fairtrade.net/jp-jp」）の使用が強く推奨される。印刷物についてはURLの使用は義務である。店舗プロモーションやイベントに関連するウィンドウステッカーは、消費者に関連するページへ誘導する場合に限り使用できる。

常設のウィンドウステッカーには、FSIラベル付き製品が常設販売品の一部である場合に限り掲示できる。

プロモーションに関する表示の指針については、[24ページ](#)を参照すること。

注記

オフパックの場合、店舗掲示物でFSIラベルや製品の原料がフェアトレードで調達されている旨の表示は認められない。FSIラベルおよび説明文は、市場にFSIラベルの付いた製品が出回っている場合にのみ使用できる。



小売店での表示

フェアトレード認証ラベル付き製品が販売されているエリア

例外

オフパックのコミットメントについては、消費者へ混乱を招く可能性を防ぐため、特定の調達基準を遵守した場合で、管轄のNFOまたはFIの許可を得た場合に限り、消費者に伝えることができる。



店頭掲示の吊り下げ看板

FSIラベルの貼られた商品へ顧客の関心を誘導するための看板をエスカレーター付近等に設置できる

パート 3：販売促進マテリアル

販売店でのB2C消費者向け表示

複数のFSI製品が販売されている場合

FSIラベルが付いた商品を複数プロモーションするためには、原料タブのないFSIラベルを例外的に使用することができる。右の例のように、フェアトレード調達原料をその横に記載する必要がある。

原料表示のないFSIラベルは、決して単独では使用してはならない。

説明文、行動喚起文、呼びかけ

店頭販促物には、FSI説明文、行動喚起文、または関連テキストのいずれかが含まれていなければならない。

例：

「FSIラベルのついた商品を探そう」
「フェアトレード調達ハチミツ入りのシリアル」
「クリスマスクッキーシリーズにはフェアトレードで調達したココアを使用しています」

フェアトレードURLの使用

前ページを参照。

注記

製品表示ではなく、オフパックのコミットメント表示の場合には、FSIラベルやフェアトレード原料調達に関する説明文は店頭では使用できない。

FSIラベルと説明文は、FSIラベルが表示された製品が店頭にある場合にのみ使用できる。

例外

オフパックのコミットメントについては、消費者へ混乱を招く可能性を防ぐため、特定の調達基準を遵守した場合で、管轄のNFOまたはFIの許可を得た場合に限り、消費者に伝えることができる。



小売店の店頭販売

FSIラベルの横にテキストで原料が表示された販促物の例



小売店の店頭販売

FSIラベルの横に原料のグラフィックが表示された販促物の例

パート 3：販売促進マテリアル

販売店でのB2C消費者向け表示

直営店での販促

販促物は原則としてFSIラベル付き商品の近くに置かなければならない。出入口、エスカレーター沿い、レジの裏側など、人目につきやすい場所で表示する場合には、このガイドラインに従い、他の商品にフェアトレードの原料が含まれているかのように見えてはならない。

取扱店舗での販促

FSIライセンスを保有する企業は、販促物が店舗の適切な売場エリアに置かれ、FSIラベルのついた商品群の近くに置かれるように管理する責任がある。その販促物は、陳列される他の商品にフェアトレードの原料が含まれているかのように見えてはならない。

POP、商品棚、陳列用ケース

FSIラベルは小売販売の際に、FSI製品の近くに置かれる資材に使用することができる。ブランドおよび製品名は、FSIラベルと同じ面に配置すること。POP、棚用ラベル、値札、同様の資材はFSIラベル付き製品のすぐ近くに置かなければならない。値札は、FSIラベル付き製品の真上であれば、吊り下げレールに設置することができる。

デジタルPOS

FSIラベルは、関連するFSI説明文とともに、消費者向けウェブサイトのエシカルページまたは製品ページに使用することができる。FSIラベルは、FSI製品ページへの明確なリンクがない限り、静的ページや固定フレームには使用しないこと。他の全ての製品や一部にフェアトレードの原料が含まれているかのような印象を与えないようにすること。FSIを説明するページへのリンクやフェアトレードのURL(fairtrade.net/jp-jp)は使用可。



棚看板

販売されている製品に関するFSIテキストとともにFSIラベルを使用



デジタルPOS

関連商品ページに掲載



商品陳列用ケース (SRP)

商品のFSIラベルがケースで隠れる場合は、ケース外側にラベルを貼ることを推奨



棚POP

FSIラベルが付いている製品のすぐ前に置くこと。

パート 3：販売促進マテリアル

複数のFSIラベル製品と国際フェアトレード認証製品

複数のフェアトレード認証製品を含む販促物

フェアトレード・コットンを使用した製品に付くフェアトレード認証コットンラベルや、入手可能なフェアトレード原料をすべて使用した製品を識別するためのフェアトレード認証ラベル(ATCB)など、複数のラベルがある。

多様なフェアトレード商品を提供し、販売する商品のプロモーションを希望するショップやブランドは、2つの方法でプロモーションを行うことができる：

01:スペースやレイアウトに余裕がある場合は、各製品ごとの認証ラベルを使用すること。行動喚起文や紹介テキストを資料のどこかに配置すること。

02:スペースが限られておりレイアウト上、各製品または製品群の横にラベルを配置することが困難である場合は、FSIラベルのタブを使用せず、テキスト形式で原料を記載したFSIラベルを使用すること。行動喚起文や紹介テキストは、認証ラベルの横に配置しなければならない。

なお、フェアトレード以外の商品がプロモーションに含まれている場合、02のオプションは使用してはならない。

上記のオプションは、ニーズに応じて組み合わせることができる。例えば、ポスター、広告、チラシ、バナー、オンライン/デジタル・プロモーションなどに適用される。



01 スペースに余裕があり、レイアウトが可能な場合：各製品についてフェアトレード認証ラベルと、原料タブのついたFSIラベルを使用する。

02 スペースやレイアウトが許さない場合：フェアトレード認証ラベル（矢印なし）とFSIラベル（タブなし）を使用し、該当の原料を右に掲載する



このラベルの商品を探そう

パート 3：販売促進マテリアル オフパックの法人コミュニケーション

企業は、FSI制度による製品に関する情報を法人資料や販促物に掲載することで、自社のサステナブルな取り組みを主張することができる。FSIラベルは、FSIラベル付き製品の販売をする場合、オフパックでの調達量が検証された場合にのみ、プロモーションに使用することができる。FSIを通して調達した重量（Xトンを調達、Xアイテムに拡大など）に関する説明を記載する必要がある。サステナビリティ活動の一環としてFSIを強調する企業URLは認められるが、FSIラベル及び説明文とは切り離して表示すること。

FSIラベルは、企業の広報において、この制度が生産者に与える影響についての説明があれば、FSI説明文なしに使用することもできる。FSIラベルは、フェアトレードが企業と共同のブランドと思わせるような内容、すなわちフェアトレードが広報資料の制作者や製品の所有者であるように見える内容で使用されてはならない。

次ページで説明するように、いかなる通信手段でも、FSIライセンス契約を締結した企業（ブランドまたは法人・小売業者レベル）に関連するものでなければならず、法人のサステナビリティ活動の一環としてフェアトレード原料調達を行うものであることを伝えなければならない。

法人資料として、従業員向け、B2Bレベル、プレスイベント資料（例：プレスバック）、企業プレゼンテーション、展示会資料、企業ウェブサイト、企業ソーシャルメディアなどの印刷物やデジタル資料に掲載することができる。

これらのガイドラインで定める企業資料にはレターヘッド、名刺、電子メールの署名など、企業のアイデンティティに関連するものは含めない(使用不可)。



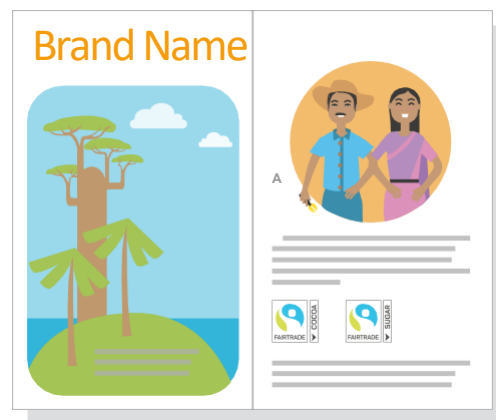
デジタル

FSIラベルは、FSIラベル付き製品に使用されているフェアトレード原料に関連して使用することができる。



2つの原料

企業がFSI制度のもとで2つの原料を調達し、パッケージに2つの原料タブのついたFSIラベルを表示することがあるが、販促資料には、それぞれ別々の原料タブを持つFSIラベルを2つ使用することができる。



企業CSRマガジン

サステナブルな取り組み、目標、成果を紹介



B2B製品チラシ

フェアトレード生産者についての紹介など

パート 3：販売促進マテリアル オフパックのB2B販促文

必須情報

オフパック(パッケージ外)においてFSI販促文またはFSI説明文とともにFSIラベルを掲載することは、FSIラベルの付いた製品が市場に出回るようになってから、または、企業が合意したオフパックのコミットメントが検証されて初めて行うことができる。例えば法人ウェブサイト、特定のウェブページ、サステナビリティレポートなどで掲載することができる。

FSI販促文はそのまま使用することもできるが、ここに示されたガイダンスに従って、企業が独自の販促文章を作成することもできる。これらの追加テキストは、管轄のNFOまたはFIの承認を得なければならない。

販促物にはフェアトレードURL（日本の場合は「fairtrade.net/jp-jp」）の掲載が推奨される。ただしデジタルPOSにおいては、URLをFSI説明文やFSI販促文とともに使用することが義務付けられている。

店頭掲示でない印刷物にもURLの記載が義務付けられている（15ページ参照）。例外については、ライセンス機関に相談すること。

FSIラベルおよび関連する表示は、共同ブランディングを示唆するような方法、すなわち、その販促物の作成者や商品の所有者であるかのように使用してはならない。

ここに記載されている販促文の翻訳は別途提供される。

注：
FSIラベルのパッケージ上説明文は、消費者やその他の利害関係者にFSIラベルの意味を説明するものである。オフパック表示では、このラベルを単独または調達量表示文や販促文とともに使用できる。

原則と指針

プロモーションにおける販促文はすべて、企業の持続可能性（サステナビリティ）に向けた全体的な取り組みや目標の一環として、国際フェアトレード原料調達（FSI）制度を通じてフェアトレードに参画するという、会社またはブランドの決定に言及したものでなければならない。情報発信は目標、意図、計画に関するものであってはならず、達成され、検証されたコミットメントに関するものでなければならない。唯一の例外は、最初の発表やプレスリリースを行う場合、および進捗状況や追加のコミットメントを公表する場合である（下記および次ページを参照）。広報活動では、単に「サステナビリティ」と総称するのではなく、具体的なサステナビリティへの取り組みに焦点を当てる必要がある。たとえば、生産者と消費者双方にとって持続可能なサプライチェーンの構築や、FSIが企業のサステナビリティ・アジェンダにどのように統合されているかといった点である。調達に関するコミットメントについて発信する際は、FSI制度に基づいて購入されたフェアトレードの個別原料の数量を明確に示さなければならない。過大な主張をしてはならない。

プレスリリース、発表

目的、意図、計画の告知は本文（ボディコピー）のみで行わなければならない。FSIラベルの使用は認められない。フェアトレードURLの使用は義務ではない。

例外

NFOまたはFIとの契約が締結され、承認を得た場合に限り、企業は合意された目標をプレスリリースや公表資料で情報発信できる。その際、テキストのみで表現するか、FSIラベルと調達量に関する文章を共に掲載することができる。

CSRレポート

年次報告書においては、企業はCSRやサステナビリティに関するセクションなどの本文（ボディコピー）内でのみ、FSI制度への参加について言及できる。この際、FSIラベルの使用・不使用は問わない。ただし、調達量に関する主張（実績の記載）は、達成状況が検証された場合に限り使用できる。

必須情報

該当する FSI ラベルと調達量表示文。後者は、FSI ラベルの隣または FSI 制度に関して提供される他の情報の隣に配置することができる。

法人・B2Bコミュニケーション

必須

調達量表示文（トンでの表示を推奨）

[社名]では、国際フェアトレード認証原料調達制度により、xx トン／xx%の [原料名] を [x年] ／ [x年からx年の間] にフェアトレード(Fairtrade)条件で調達しました。
（※事後的に宣言すること）

任意：「xxトンのうち、xxxx年にxxトンを調達しました」等、コミットメント総額に言及してもよい。

任意

実績とフェアトレード生産者に関する文章

[社名]は、[国/ブランド/サブブランド名]向けとして、20XX年 / 20XX年から20XX年の間に、[国/地域名]産の[フェアトレード認証原料名]をxxトン、国際フェアトレード原料調達制度を通じて調達しました。これにより、[国/地域名]のより多くの生産者の[原料名]がフェアトレード(Fairtrade)条件で取引されました。詳しくはこちら：fairtrade.net/jp-jpまたは企業のウェブページ（この主張に関する詳細情報や関連情報へのリンクを掲載）

フェアトレードについて

任意説明文は17ページ、18ページを参照すること

表示文の検証

宣言される調達量はすべて達成されたもので、検証されたものでなければならない（事後宣言）。その他のいかなる主張も、根拠が示され、検証可能なものでなければならない。

パート 3：販売促進マテリアル オフパックの中間発表とB2C表現

必須情報

国際フェアトレード原料調達(FSI)制度は、複合製品、製品シリーズ、または事業全体にわたりフェアトレード条件のもとで調達された原料を100%使用することを要求し、FSIラベル付き製品が店頭に並びかつ/またはオフパックでの調達コミットメントが検証された場合にのみ、販促上の表示を行うことができる。

FSI制度はまた、法人の事業全体にわたり特定の製品の一定割合がフェアトレードの条件で持続可能な形で調達されていることをステークホルダーに伝えることを可能にする。つまり、特定の製品をフェアトレードの条件で調達するという法人のコミットメントが、その原料の全調達量に占める割合を示すということである。

この表現は、各地域のNFOまたはFIと協議し、要件が満たされていることを確認した上で、販促物に使用することができる。

企業やNFOの拠点がある国に限定して販売される場合、販促物には info.fairtrade.net/sourcing の代わりにその国のURL（日本の場合は、fairtrade.net/jp-jp）を使用することができる。

中間発表

企業は、NFOまたはFIとの合意のもと、いずれの時点でも調達が検証された際に部分的に達成された数量について主張することができる。また、企業は、中間達成状況に関連して、全体的な調達コミットメントに言及することもできる。

FSIラベルの使用は認められ、フェアトレードURLは以下の表示文とともに必須である：

[社名]は、国際フェアトレード原料調達(FSI)制度により、XX年までに、全製品に使用する[産品名]のXXトン/XX%をフェアトレード(Fairtrade)の条件で調達することを目指しています。[社名]は、xxxx年にxxトンを調達しました。

任意：

「xxトンの調達目標のうち、xxxx年にはxxトンを調達しました」など、コミットメント総額に言及することができる。これは、持続可能な方法で調達した[産品名]の[年度]目標を達成する予定があることを意味する。

計画および将来のパフォーマンスに関する重要事項

EUの「グリーン移行のための消費者エンパワーメント指令」(EmpCo)の規定に基づき、将来のサステナビリティ・パフォーマンスに関する主張は、企業が掲げる明確かつ客観的で、一般に公開され、検証可能な取り組みによって裏付けられなければならない。その取り組みは、目標の達成方法および計画の実施に必要なリソースの確保方法を示した、詳細かつ現実的な実施計画に明記されている必要がある。

販売店舗・B2C表現

フェアトレードについて

フェアトレードの条件で取引された[産品名]の販売を増やすことは、フェアトレード生産者がより強い組織を作り、公正な取引条件・労働条件を促進することにつながります。

消費者の啓発

[社名]の[製品名]を選ぶことで、私たちのフェアトレード(Fairtrade)の取り組みを応援できます。フェアトレードを選ぶことは、農家と共に、公正・平等・持続可能性を促進することにつながります。

独自の表現

これらの例文をもとに、自社に合わせた個別の主張文を作成したい場合は、原案を作成の上、NFOまたはFIに連絡すること。なお、前述のとおり全ての主張は根拠が示され、検証可能でなければならない。

パート4：必須情報 用語集

用語集

保証：原料、プロセス、システム、人または組織に関する所定の要求事項が満たされているという実証可能な証拠。

B2B：企業間（B2B）または幅広いステークホルダーとのコミュニケーション。

B2C：企業対消費者。

加工流通過程の管理（CoC）：サプライチェーンにおいて、原料の所有権または管理権が、ある保管者から別の保管者に移転する際に生じる一連の流れ。

複合製品：トレーダー基準の製品構成要件に準拠する複合原材料からなる製品。FSIラベルは複合製品にのみ適用できる。

管理混合および割合混合：複合製品中の認証原料と非認証原料の物理的混合。マスマランスと混同しないこと。異なるフェアトレード基準で認められている。

越境販売(CBS)：国境を越えた市場に製品を販売すること。

Fairtrade International (FI)：フェアトレード・インターナショナル。消費国のNFOと生産国の生産者ネットワークからなる国際組織。特に国際フェアトレード基準の設定と国際フェアトレード戦略の策定を行う。フェアトレード・インターナショナルはすべてのフェアトレードの認証ラベルを所有し、ライセンスを供与している。

Fairtrade Marketing Organization (FMO)：フェアトレード・マーケティング機関。ライセンス業務を持たないフェアトレード機関で、自国でのフェアトレード推進に責任を持つ。

FAIRTRADE Sourced Ingredient (FSI)：国際フェアトレード原料調達。(旧称：Fairtrade Sourcing Program (FSP)：フェアトレード調達プログラム)とは、金を除く全ての産品に適用される原料調達手法である。フェアトレード原料の調達に重点を置いた制度であり、FSIラベルの使用によって示される。FSIライセンシーには、FSIラベルを含む様々なコミュニケーションのオプションが提供される。複合製品のオンパック表示のみならず、オフパックの主張および/またはコミュニケーションを含む。

Fairtrade Sourced [原料名]：国際フェアトレード原料調達[原料名]
例：Fairtrade Sourced Roses: 国際フェアトレード原料調達ローズ

Fairtrade Terms：フェアトレード条件。フェアトレード生産者が原料を販売する際に支払われるフェアトレード価格とフェアトレード・プレミアム、およびフェアトレード基準に定められたその他の有利な条件。

Fairtrade URL：フェアトレードのURL。
info.fairtrade.net/sourcing または NFOが運営する国内ウェブサイトのアドレス。

FFLコード：英国のフェアトレード財団のライセンシーコードで、ブランドオーナーがライセンシーでない場合、パッケージに記載する必要がある。

FSI Claim：FSI説明文。ラベルとともにパッケージの裏面、側面、前面に使用され、複合製品に含まれるフェアトレード原料に言及し、その情報をFSIラベルと関連付けるメッセージ。これにはフェアトレードのURLが含まれている。

Licensing body (LB)：ライセンス機関。フェアトレード・インターナショナルと正式な契約を締結し、その国または地域で国際フェアトレード認証ラベルのサブライセンスを取得している組織。フェアトレード・システムにおいては、各国フェアトレード機関（NFO）がこれにあたる。フェアトレード・インターナショナルは、NFOが存在しない国において、国際フェアトレード認証ラベルをサブライセンスするライセンス機関である。

National Fairtrade Organization (NFO)：各国フェアトレード機関。フェアトレード認証ラベルを製品に付与し、その地域でフェアトレードを推進する。これらの団体の多くは創設メンバーとして、1997年のフェアトレード・インターナショナルの設立に貢献した。

Mass Balance：マスマランス。加工流通過程の管理（CoC）方法で、原料の文書上トレーサビリティを含むが、サプライチェーンにおける認証原料と非認証原料の物理的区別は含まない。

National Licensee Code：NFOがライセンシーごとに製品を識別するために設定する識別子。一部の市場ではこのコードの使用が義務付けられている。

Off-pack Commitment: オフパックのコミットメント。製品パッケージ外におけるコミュニケーションに対する企業の取り組みや宣言。

パッケージ：あらゆる形態の包装（外箱、タグ、ステッカーなどを含む）。

物理的トレーサビリティ：加工流通過程の管理（CoC）の種類で、認証原料を非認証原料と常に物理的に区別することを要求するものである。

商品シリーズ、ライン、カテゴリー：例えば、シリアル、カップケーキ、ヨガパンツなど、一連の種類を示す。

検証済み：NFOまたはFIが、FSI複合製品または企業の主張を承認するために、サプライチェーン、製品構成、数量調達情報などをチェックした場合を示す。

パート4：必須情報

免責事項

免責事項

フェアトレード・インターナショナルは、国際フェアトレード基準および国際フェアトレード原料調達(FSI) 制度の要件に従ってフェアトレード条件で原料を調達する企業に対し、国際フェアトレード原料調達(FSI) ラベルの使用を許可する。FSIラベルを使用する権利は、当該企業が国際フェアトレード原料調達の契約書に記載の要件を遵守し、署名することを条件とする。

FSIラベルを適用する権利は、ライセンス契約に記載されている認証製品に対してのみ付与されるものであり、その製品を販売する企業や団体について何ら表明するものではない。

製品に名称が表示または添付されたライセンスまたは販売者は、当該製品の表示、包装およびその他の情報について単独で責任を負う。包装および表示が関連するすべての表示関連法規および基準に準拠していること、ならびにフェアトレード認証に関するすべての主張および記述が正確であり、印刷時点で最新であり、必要に応じて裏付けが可能であることを確保することは、ライセンスまたは販売者の責任である。

ライセンスは、パッケージおよび販促資料において、FSIラベルおよび「FAIRTRADE／フェアトレード」の文字が常に正しく使用されるよう責任を負う。

フェアトレード・インターナショナルまたはNFOは販売者ではなく、パッケージ上または製品に関連するその他の主張について一切の責任を負わず、ライセンスまたは販売者が販売する製品に関して、明示的または黙示的（商品性の黙示的保証を含むがこれに限定されない）いかなる保証も行わない。

認証(Certified)とは、認証時点において、製品、その組成及び包装が、ライセンス契約及び国際フェアトレード基準に規定された要件及び手順に適合していたことのみを意味する。

国際フェアトレード原料調達ラベル (FAIRTRADE Sourced Ingredient Mark) が登録されていない市場においては、認証ラベルまたは個別商標として登録されていることを示す[®]のシンボルを、ラベルデザインから削除しなければならない。

本ガイドラインやその他のフェアトレード関連資料に掲載されている図版において、FSIラベルに[®]記号が付されている場合でもこれは適用される。

お住まいの国における認証ラベルまたは個別商標の登録については、管轄のライセンス機関に問い合わせること。詳細は右記を参照。

[®]の代わりに、™などの他の記号を付加してはならない。

本ガイドラインの最新版は、[フェアトレード・インターナショナルのグローバルウェブサイト](#)で閲覧できる。

ライセンスの責任

アートワークが以下に準拠していることを確認する責任はライセンスが有する：

1. 本ガイドライン
2. 関連する国際フェアトレード基準
3. ライセンス契約の「製品一覧」に記載されたフェアトレード認証製品
4. ライセンスは、アートワークの提出前または同時に、製品申請書を提出しなければならない

アートワークは、販売先の市場における関連する表示規制に準拠しなければならない。ライセンスは、関連する国内法規を遵守する最終的な責任を負う。

製品が販売される地域の管轄下におけるすべての関連する表示法規に、製品のパッケージが準拠していることを確認するのは、ライセンスの責任であることに留意すること。

これは法的助言ではなく、**フェアトレードに関連するサステナビリティ表示に関する指針**に過ぎない。今回の改正は、ライセンスが、製品がフェアトレード・インターナショナルの基準および規制要件に準拠していることをパッケージ上で引き続き表示できるようにすることを目的としている。

フェアトレードに関する説明

オンパックおよびオフパックのフェアトレードに関連した表示については、その根拠を立証できる必要がある。ライセンスは、認証ラベルおよび／またはフェアトレード制度に関連する表示について、その根拠となる証拠の提出を求められる場合がある。

フェアトレード・インターナショナルおよびNFOは、当該表示が立証されるか、訂正されるか、あるいは撤回されるまで、FSIラベルの使用を拒否する権利を持つ。

ライセンスは、FSIラベルを表示する製品、包装、または販促資料を公表、印刷、または公に配布する前に、製品およびアートワークの両方が承認されていることを確認しなければならない。

また、ライセンスは、デザイン事務所、小売業者、その他アートワークを作成する企業を含む第三者が、本ガイドラインを遵守するよう確認しなければならない。

移行期間

改定フェアトレード説明文およびガイドラインは直ちに発効され、すべてのフェアトレードメンバーおよびライセンスはこれを遵守しなければならない。新規のライセンスは直ちに改定版ガイドラインを適用し、改定版説明文およびガイドラインの公開以前にライセンスを取得していた既存ライセンスは、以後に作成するすべての新規デザインにおいて、これらを更新・適用する必要がある。

パッケージが指令の遵守対象となる場合、本ガイドラインに必要な修正は、**関連する法律が施行されるまでに**実施されなければならない。

EUの「グリーン移行のための消費者エンパワメント指令」の法的拘束力のある期限に合わせるため、施行日を2026年9月27日とし、追加の移行期間は設けられない。

法的拘束力のないガイドラインの更新に関する移行期間については、各ライセンス機関に問い合わせること。

パート4：必須情報

FSIラベルの保護

FSIラベルの保護

国際フェアトレード原料調達（FSI）ラベルは、フェアトレード・インターナショナル（FI）の独占的財産である。

フェアトレード機関は、市場における包装や販促資料へのFSIラベルの使用状況を積極的に監視しており、その信頼性を守るために適切な措置を講じる。

ライセンサーは、不正使用の疑いがある事例を発見した場合は、フェアトレード・インターナショナルまたは各国のフェアトレード機関に報告することが推奨される。

不正使用

登録ライセンサーによるFSIラベルの不正使用が発生した場合、その苦情および不正使用については、フェアトレードの苦情処理手続きを通じて処理され、少なくとも以下の手続きが実施される：

不正使用の報告は適切な苦情または不正使用の登録簿に記録される。

FSIラベルを不正使用している企業または団体には、文書および／または電話で連絡し、苦情について調査を行う。

必要に応じて、期限内に是正措置が求められる。その期限は、違反が発生した媒体および違反または不正使用の重大度に応じて決定される。

不正使用が是正されたことを確認するため、フォローアップ措置が実施される。

ライセンサーが必要な措置を講じなかった場合、ライセンサーのライセンスの停止または解除および／または法的措置につながる場合がある。第三者によるFSIラベルの不正使用があった場合、その侵害行為についても苦情処理手続きを通じて対応され、当該組織に対し、当該製品を直ちに販売から撤去するか、または販促資料の流通および／またはウェブサイトからの掲載を直ちに中止するよう通知される。

フェアトレード・インターナショナルは、事前の許可なく、いかなる形式であれFSIラベルを複製、コピー、または関連付けるいかなる当事者に対して、法的措置を講じる権利を保有する。

コピーライト

FSIラベルガイドラインに掲載されているすべての情報、図版、およびグラフィックは、フェアトレード・インターナショナルが著作権を有している。本ガイドラインのコンテンツの全部または一部の複製は、フェアトレード・インターナショナルのブランド責任者またはブランド・インテグリティ・マネージャーの書面による許可を得た場合にのみ許可される。

ネットワークの承認

各国フェアトレード機関のある国：

NFOの連絡先一覧: info.fairtrade.net または fairtrade.net/en/about/fairtrade-global-network/fairtrade-organisations.html より検索

各国フェアトレード組織のない国：

フェアトレード・インターナショナルへメール：
license@fairtrade.net でお問合せ

お問合せ先

Fairtrade International e.V.

Bonner Talweg 177

53129 Bonn

Germany

Tel +49 (0) 228 949 23 230

Fax +49 (0) 228 242 1713

www.fairtrade.net

【日本における連絡先】

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-6 英守東京ビル3階

www.fairtrade.net/jp-jp

認証ラベル／登録商標

The FAIRTRADE Mark：国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナルが所有し、ライセンスしている認証および商標です。国際フェアトレード認証ラベルは、フェアトレード・インターナショナルまたはその指定サブライセンス機関である各国フェアトレード機関から事前に書面による許可を得ることなく、コピー、複製、その他の方法で使用することはできません。

©Fairtrade International 2026

クレジット

デザイン: Britta Frühling / www.fruhling.co.uk and PMS at Fairtrade International
イラストレーション: Anika Dallmer / www.frau-d.com and PMS at Fairtrade International

写真撮影: Didier Gentilhomme